

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援のご案内

※この情報は令和2年6月1日現在の情報です。



は八尾市の独自策です

個人・世帯	給付	全国すべての人	▶▶▶	特別定額給付金	1人につき10万円 対象：4月27日時点で住民基本台帳に登録されている人	▶▶▶	特別定額給付金コールセンター ☎0570－012－009
		離職などで住居を失った・失う恐れがある人	▶▶▶	住居確保給付金（家賃）	家賃給付額：39,000円（単身）～61,000円（7人以上） 支給期間原則3カ月（最長9カ月）	▶▶▶	生活支援相談センター ☎072－924－3761
		児童手当を受給している子育て世帯の人	▶▶▶	子育て世帯への臨時特別給付金	児童1人につき1万円 児童手当への上乗せ支給（※特例給付の人は対象外）	▶▶▶	市役所・こども政策課 ☎072－924－3839
	貸付	休業などで収入が減少し生活が苦しい人	▶▶▶	緊急小口資金（特例）	10万円（特例20万円）以内 据置期間：1年以内 償還期間：2年（24回払い）以内	▶▶▶	社会福祉協議会 ☎072－991－1161
			▶▶▶	総合支援資金（特例）	複数世帯月額20万円以内 単身世帯月額15万円以内 貸付期間：原則3カ月以内	▶▶▶	
負担緩和・猶予など	八尾市国民健康保険加入者	▶▶▶	八尾市国民健康保険料の負担緩和、猶予、減免など			▶▶▶	市役所・健康保険課 ☎072－924－8534
	市税などの納付が困難な人	▶▶▶	市税などの減免や猶予	■市税／納税課 ☎072－924－3824 ■水道料金・下水道使用料／水道局お客さまサービス課 ☎072－923－6303 ■後期高齢者医療保険料／健康保険課 ☎072－924－3997 ■国民年金保険料／市民課 ☎072－924－3848 ■介護保険料／高齢介護課 ☎072－924－9360 ■市営住宅の家賃・一時入居など／住宅管理課 ☎072－924－8542 ■母子父子寡婦福祉資金貸付金の返還／子育て総合支援ネットワークセンター ☎072－924－9892			
	上水道使用者	▶▶▶	水道料金（基本料金）の減免	基本料金を4カ月全額減免 ※偶数月検針7月～10月使用分・奇数月検針8月～11月使用分	▶▶▶	水道局お客さまサービス課 ☎072－923－6301	
事業者	給付・補助	売上高が一定以上減少した事業者	▶▶▶	持続化給付金	給付額：法人200万円以内 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限 給付額：個人事業者100万円以内	▶▶▶	持続化給付金事業コールセンター ☎0120－115－570
			▶▶▶	大阪府休業要請外支援金	給付額：法人100万円以内 給付額：個人事業者50万円以内	▶▶▶	休業要請外支援金コールセンター ☎0570－200－308
			▶▶▶	八尾市事業者サポート給付金	給付額10万円	▶▶▶	八尾市事業者サポート給付金コールセンター ☎072－920－4123 6月中旬開設予定
		従業員を休業させた	▶▶▶	雇用調整助成金（特例措置）	休業などによる労働者の休業手当、賃金などの一部を助成	▶▶▶	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120－60－3999
		小学校などの休校で仕事を休んだ	▶▶▶	①小学校休業等対応助成金 ②小学校休業等対応支援金	①労働者を休ませた場合に賃金の一部を助成 ②フリーランスの人が休んだ場合に支援金を給付	▶▶▶	
	事業を拡充したい	▶▶▶	意欲ある事業者経営・技術支援補助金	最大10万円 ※1/2補助 新事業展開等支援と新規需要喚起支援（最大250万円）も追加予定	▶▶▶	市役所・ものづくり・あきない支援室 ☎072－924－3964	
	貸付	融資を受けたい	▶▶▶	民間金融機関を通じた融資 セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証	融資限度額最大2億円 認定書を発行することで、民間金融機関を通じた実質無利子・無担保の融資	市役所・産業政策課（認定事務） ☎072－924－3845 ※融資申請については、民間金融機関にお問合せください	
			▶▶▶	政府系金融機関による融資	■新型コロナウイルス感染症特別貸付、マル経融資／日本政策金融公庫 ☎0120－154－505 ■新型コロナウイルス感染症特別貸付／商工組合中央金庫 ☎0120－542－711		